平成29年度 第10回 役員会議事要旨

日 時 平成29年9月27日(水) 10時34分~11時58分

場 所 学長室

出席者 学長、滝澤理事、門出理事、後藤理事、和田理事、吉田理事

欠席者 なし

陪席者 山下附属病院長

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から、役員会及び拡大役員懇談会で協議し、教育研究評議会で審議 した3案件について、一括審議する旨の説明があった。

次いで、総務課長から一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

- (1) 佐賀大学教育研究院の設置に伴う教員の所属及び配置について 本件は、教教分離に向けた教育研究院の設置時における教員の「所 属」及び「配置」についての基本的な考え方(案)を審議するもの。
- (2) 育児介護休業法改正に伴う就業規則の一部改正について 本件は、育児・介護休業法が改正されるのに伴い、所要の改正を行い、 併せて、規程の不備についても改正を行うもの。
- (3) 成績判定等の変更に伴う佐賀大学学則及び佐賀大学大学院学則等の一部改正について

本件は、成績の評語(評価)により難い授業科目の評語(評価)について新たに規定し、関連規程についても一部改正するもの。

審議の結果, 3案件はすべて了承された。

(4) 国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター (仮称) の設置について

学長から、本件について、前回(9月13日)の役員会において、 「佐賀大学イノベーション推進本部」の名称を「佐賀大学リージョナ ル・イノベーションセンター」として再提案するものである旨の説明が あった。

次いで、門出理事から、設置の背景、提案のポイント等は前回了承済であるが、「推進本部長」は、学長の所掌する範囲内であり、名称についてのみ再検討の結果、「佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター」に変更し、それに伴い、関係規則等についても新名称に置き換えた旨の説明があり、審議の結果了承された。

(5) 佐賀大学エスタブリッシュド・フェローの選考について

学長から、本件について、総合研究戦略会議において選考を進めてきた「佐賀大学エスタブリッシュド・フェロー」候補者の原案について審議するものである旨の説明があった。

次いで、門出理事から、7月26日の役員会で称号授与に関する要項を決定し、要項の選考の基準等を踏まえて、7名の候補者を選考した旨の説明があった。

その後、各委員から、エスタブリッシュド・フェローを教授のみに限定すべきではないか、コンプライアンスの観点から海外出張中のため教授会の出席率が低い教員をどう考えるか、また、センター所属教員の教授会陪席の必要性、科研費のポイントの付し方等について種々意見が出され、審議の結果、エスタブリッシュド・フェローは教授のみに限定することとし、候補者7名のうち教授6名を本役員会で最終選考すること、また、教教分離後は、教育組織としての教授会で選考し、最終的には教育研究院でコンプライアンス違反の扱いについて決定することが了承された。

なお,和田理事から,エスタブリッシュド・フェローの選考に係る要項に,教授に限定する旨記載させていただくことを,本役員会で了解いただきたいことの確認があった。

(6) 障害者雇用臨時職員の契約期間の延長について

学長から、本件について、現在、事務センターにおいて障害者雇用臨時職員として勤務する者のうち2名が平成30年5月に5年の任期満了を迎えるため、契約期間の延長について審議するものである旨の説明があった。

次いで、総務部長から、事務補佐員、臨時用務員等の一般業務の有期 労働契約の契約期間は3年の範囲内で、適用除外として、障害者の雇用 の促進等に関する法律第2条第1項第1号に規定する障害者であり、学 長が認めるものの契約期間については5年の範囲内と定められているが、 国の障害者雇用促進法の改正により各事業主に求められる障害者の法定 雇用率が高くなる旨の説明があった。事務センターの臨時職員(障害 者)の事務補佐員1名、臨時用務員1名は優秀であるため、「その他教 育,研究,診療,社会貢献その他の必要性による部局長等からの申出について役員会の了承を経て学長が承認するもの」により契約期間の延長について審議するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(7) 国立大学法人佐賀大学顧問について

学長から、本件について、学長が本学の円滑な運営に資するため、大 学運営に関し高い見識を有する者のうちから、役員会の議を経て顧問を 委嘱するものであり、平成29年9月30日までの任期で佐賀大学顧問 を委嘱していた朴 源弘氏に、引き続き佐賀大学顧問を委嘱する旨の説明 があり、審議の結果了承された。

(8) 新運営体制の発足に伴う学内規則の整備について

学長から,本件について,新運営体制の発足に伴い,学内規則等に所要の改正を行い,整備を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務課長から、総括理事の設置による学長の補佐体制の強化、 理事の担当業務の見直しを行うことから、学内規則について改正を行う ものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(9) 国立大学法人佐賀大学基金規則の一部改正(案) について

総務課長から、本件について、国立大学法人に対する個人寄附については、所得税法等の一部を改正する法律により、国立大学法人が実施する修学支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除が導入されたことに伴い、佐賀大学基金の特定基金として修学支援基金を規定し、「国立大学法人佐賀大学基金規則」の一部を改正するものである旨の説明があり、審議の結果了承された。

(10) その他 特になし。

2 協議事項

(1) 平成30年度学年暦及び年間行事予定表(案)について

学長から、本件について、平成30年度の学事の基礎となる学年暦及 び年間行事予定を策定するものである旨の説明があった。

次いで、滝澤理事から、昨年度から変更した部分として、週複数回授業の15回目の授業又は定期試験日を明記していること、11月10日及び11日に「大学入学共通テスト」プレテストを予定していること等について説明があり、協議の結果了承され、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(2) その他 特になし。

3 報告事項

(1) 学長補佐の指名について

総務課長から、本件について、10月1日付で学長補佐9名(新任4名,再任5名,再任のうち1名は室の異動)が指名された旨の報告があった。

(2) 附属病院経営状況について

附属病院長から、平成29年度附属病院収支実績及び見込、月別材料 比率の推移、附属病院の目標達成状況、稼働額明細等、また、収支実績 の改善のためヒアリングを行っていることについて報告があった。

(3) 病院再整備委員会報告について

医学部事務部長から、本年4月1日に院内に立ち上げたメディカルサポートセンターの配置変更について、地域医療連携室との連携が必要なため、外来診療棟の医事課の近くに配置することにより業務の効率化及び患者満足度の向上を図る旨の報告があった。

(4) その他

特になし。

4 その他

滝澤理事及び門出理事から退任のあいさつがあった。

以上